

○総務省告示第六十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和二年三月十日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

電 波 法	電 波 法
<p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 [略]</p> <p>[1 略]</p> <p>2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針</p> <p>(1) 地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送による放送については、原則として、<u>放送法第93条第1項第5号</u>の規定により一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限し、さらに、コミュニティ放送については、空中線電力の値を必要最小限のものとする事により、できるだけ多くの者に対し地上基幹放送を行う機会を開放する。</p> <p>[(2)~(4) 略]</p> <p>[3 略]</p> <p>第2 <u>放送法第93条第1項第6号</u>に規定する「基幹放送普及計画」に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合）あつては、<u>電波法第7条第2項第4号</u>へに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合） [1・2 略]</p>	<p>第1 [同左] [同左]</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送による放送については、原則として、<u>放送法第93条第1項第4号</u>の規定により一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限し、さらに、コミュニティ放送については、空中線電力の値を必要最小限のものとする事により、できるだけ多くの者に対し地上基幹放送を行う機会を開放する。</p> <p>[(2)~(4) 同左]</p> <p>[3 同左]</p> <p>第2 <u>放送法第93条第1項第5号</u>に規定する「基幹放送普及計画」に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合）あつては、<u>電波法第7条第2項第4号</u>へに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合） [1・2 同左]</p>
<p>電 波 法 第 9 3 条 第 1 項 第 6 号 及 び 電 波 法 第 7 条 第 2 項 第 4 号 へ の 適 合</p>	

附 則

この告示は、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年三月三十一日）から施行する。